

■ 単身者としての里親認定の現状

資料 7

1 東京都における配偶者のいない養育家庭登録者の状況(平成29年12月現在)

登録家庭数	委託家庭数	補助者の続柄			
		申請者の親	申請者の子供	申請者の親、子供以外の親族	無し
16	13	1	7	1	4

※養育家庭(親族)を含む。

※補助者がいない家庭には、当初は里父母で委託児童を養育していたが、里父母どちらかの死去等により単身となり、かつ補助者がいない状況において、児童の委託継続が望ましいと判断された場合などが含まれる。

2 単身者としての里親認定について東京都に寄せられた相談や意見

- 単身で障害のある実子を養育した経験がある方は認められないのか。
- 母子保健関係の公的機関(保健師や助産師)に勤務した後、定年退職となり、時間や経済的に余裕がある方は認められないのか。等

3 単身者としての里親認定の検討が可能だと思われるケース

- 保育士や児童福祉司等で長年勤務した後、定年退職となったなど、時間や経済的に余裕がある方
- ひとり親として養育経験があり、児童の養育が可能な方
- 他県で里親として委託児童を養育した経験がある方
- 夫婦で実子を養育した経験があり、その後、死別等で単身となった方